

京都市告示第561号

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第12条第1項の規定に基づき、
以下に掲げる建造物を歴史的風致形成建造物に指定しましたので、告示します。

平成30年1月25日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
金札宮	京都市伏見区鷹匠町5番, 8番, 10番2, 10番3, 10番4, 34番2, 37番2, 37番3
大西常商店	京都市下京区松原通東洞院東入本燈籠町23番
誉勘商店	京都市中京区室町通二条上る冷泉町52番, 53番
松井邸	京都市中京区室町通二条上る冷泉町54番
太田邸	京都市上京区中長者町通新町西入仲之町287番, 288番
下川邸	京都市上京区中長者町通新町西入仲之町280番, 280番1

(都市計画局都市景観部景観政策課)